

## チャレンジショップ出店者募集要項

株式会社千葉経済開発公社（以下「運営者」という。）が運営する高洲第一ショッピングセンター、高浜ショッピングセンター、稲浜ショップ（以下「SC」という。）において、運営者が指定する空き店舗（以下「チャレンジショップ」という。）で起業や試し営業等を行う事業者（以下「出店者」という。）を下記の通り募集しています。

### 記

#### 1. 対象SC・チャレンジショップ、主な賃貸条件

高洲第一ショッピングセンター 所在：千葉市美浜区高洲2-3-14

高浜ショッピングセンター 所在：千葉市美浜区高浜1-10-1

稲浜ショップ 所在：千葉市美浜区高浜4-12-2

対象となるチャレンジショップは下記問合せ先へご連絡ください。主な賃貸条件は別表の通りです。

#### 2. 申込み資格

下記の要件をすべて満たす方とします。

- (1) 個人又は法人その他団体であること
- (2) 定期建物賃貸借契約書（様式第1号）を運営者と締結することができる方であり、当契約書第21条に規定する暴力団、暴力団員等、その他反社会的勢力でないこと
- (3) 店舗責任者を配置することができること
- (4) 原則として週6日以上、かつ1日あたり6時間以上営業すること
- (5) 出店に必要な許認可を取得していること（開業時までには取得でも可）
- (6) 契約始期から1ヵ月以内に営業開始できること

#### 3. 出店できる業態の制限

チャレンジショップでは、運営者が承認する商品・サービスのみ取り扱えます。申込み前に運営者にご相談ください。

#### 4. 禁止事項

- (1) 出店にあたり次の各号に掲げる事項を禁止します。
  - ① 運営者、他の出店者、SCの利用者及び周辺住民に危険又は迷惑を及ぼす行為
  - ② 運営者が承認した目的外でチャレンジショップを使用すること
  - ③ チャレンジショップに居住すること
  - ④ チャレンジショップの全部又は一部を第三者に利用させ、若しくは出店に係る権利を譲渡又は担保に供すること

- ⑤ 運営者の許可なく、造作、模様替え又は工事を行うこと
- ⑥ その他S Cの運営に支障を及ぼす又はその恐れのある行為をすること

## 5. 出店の申込み

(1) 出店希望者は、チャレンジショップ内外を確認のうえ、次の各号に定める書類（以下「申込書等」という。）を出店希望日の原則1ヵ月前までに運営者へ提出するものとします。

- ① チャレンジショップ出店申込書兼事業計画書（様式第2号）及び添付書類
- ② 運転免許証の写し
- ③ その他、運営者が必要と認める書類

## 6. 出店の決定

運営者は、出店を希望する出店者の申込書等を厳正に審査したうえ、出店の認否を決定し、申込み日から7営業日以内に出店者にその旨を通知します。

## 7. 出店契約

- (1) 運営者及び前記6により出店の承認通知を受けた出店希望者は、速やかに定期建物賃貸借契約書により、その契約を締結します。
- (2) 出店希望者は、前項による契約締結日までに運営者から請求のあった契約一時金を納付するとともに印鑑証明等、運営者の指定する書類を提出するものとします。

## 8. 利用期間等

- (1) チャレンジショップの利用期間は、6ヵ月を上限とします。ただし、運営者が承認した場合は、さらに6ヵ月以内を限度として、利用期間を延長することができます。
- (2) 利用期間の延長を希望する出店者は、原則として利用期間の終了日の1ヵ月前までに、運営者の指定する方法で申込みを行うものとします。運営者は、その申込みを厳正に審査したうえ、延長の認否を決定し、申込み日から7営業日以内に出店者へその旨を通知します。
- (3) 前項により延長された利用期間の延長を希望する出店者は、前項の手続きに従うものとします。運営者は、出店者の賃貸状況、事業投資状況、将来の事業計画等を厳正に審査して、その延長を承認することがあります。なおその際賃貸条件を変更することがあります。

## 9. 賃料等

- (1) 出店者は別表に定める賃料及び共同管理費、商店会費等を運営者が指定する方法で運営者の指定する期日までに支払うものとします。

(2) 出店者は、運営者から請求のあった電気料金を運営者が指定する方法で運営者の指定する期日までに支払うものとします。

(3) 出店者は、上下水道・ガス・電話・インターネット等の利用について、サービス提供者と利用契約を締結し、その利用料を直接サービス提供者へ支払うものとします。

#### 10. 出店の中止

出店者が承認を受けた利用期間において、契約の解約を希望する場合は、希望する解約日の1ヵ月前までに書面にて運営者に通知するものとします。

#### 11. 天災等による本事業の終了

(1) 運営者は、天災地変その他の運営者又は出店者の責めに帰すことができない事由により出店者が営業できなくなった時は、本事業を終了するものとします。

(2) 運営者は、前項により出店者が被った損害について一切の責めを負いません。

#### 12. 契約終了時の原状回復

出店者は、運営者から承認された利用期間の終了日までにチャレンジショップを原状回復しなければなりません。

#### 13. 利用中の実績報告

出店者は、運営者が指定する日までに前月中の営業日、売上額及び買上げ客数等を記載した営業報告書（様式第3号）を運営者へ提出するものとします。

#### 14. 事業損益の取り扱い

チャレンジショップに関する事業で発生した収益及び損失は、出店者に帰属するものとします。

#### 15. 帳簿等の整備、開示義務

(1) 出店者は、チャレンジショップに関する事業の経理に係る帳簿類を他の事業と区分して収支を記録するものとします。

(2) 運営者は、出店者へ前項の帳簿類の閲覧請求をすることができるものとします。

### 【申込み・問合せ先】

会社名：株式会社千葉経済開発公社 事業部

所在：千葉市美浜区高洲2-3-14 高洲第一ショッピングセンター2階 〒261-0004

電話：043-245-1003 ファックス：043-245-1007

E-mail： ask9uest@ckkk.jp

<別表>

主な賃貸条件（賃料等は月額）

	店舗面積	賃料 (上段1～6ヵ月目、 下段7～12ヵ月目)	共同管理費	商店会費等
高洲第一SC	52㎡	30,000円 50,000円	11,506円	-----
高浜SC	52㎡	30,000円 50,000円	13,889円	-----
稲浜ショップ	52㎡	30,000円 50,000円	15,149円	商店会費1,000円 販促費3,704円

**【共通事項】**

※敷金（預り金）は1～6ヵ月目10万円、7～12ヵ月目15万円（店舗面積52㎡）  
とします。店舗面積の多寡がある場合、敷金等の金額は運営者が指定します。

※連帯保証人は原則として不要です。

※別途、ゴミ等排出料金（主に専用ゴミ袋料金）・月極め駐車料金が発生する場合があります。  
また看板製作・設置は指定業者と直接契約いただきます。

※賃料・共同管理費・販促費等には各々消費税額を加算し請求します。

※解約予告は解約日の1ヵ月前までに通知いただきます。

平成29年9月現在